

「(仮称) 京都駅東南部エリアプロジェクト (チームラボミュージアム京都ほか) 建設事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて (第2類事業※)

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

令和4年10月14日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ) ・市民意見募集の開始
11月9日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催 (諮問及び審議)
11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
(意見募集後)	事業者から見解書の提出
12月中下旬	京都市環境影響評価審査会の開催 (審議及び答申)
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始 (環境管理課窓口)
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ) (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

